

千葉県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成員等）

第 2 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

2 会議には、市長及び全ての教育委員が出席することを基本とする。ただし、緊急の場合には、市長及び教育長の出席により会議を開催することができる。

（会議の招集）

第 3 条 市長は、会議を招集する場合は、あらかじめ協議すべき事項を示して教育委員会に通知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

（事務の調整）

第 4 条 法第 1 条の 4 第 8 項に規定する構成員の事務の調整は、市長及び教育委員会の双方が合意した場合に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 項ただし書の規定により開催された会議においては、あらかじめ教育委員会の意思決定がなされている範囲に限り、市長と教育長の合意により事務の調整が行われたものとするができる。

（会議の非公開）

第 5 条 市長又は教育委員会は、法第 1 条の 4 第 6 項の規定により会議を非公開とする場合は、これを発議し、他方の構成員の同意を得なければならない。

（会議の開催の周知等）

第 6 条 市長は、会議を開催するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を、千葉県ホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 議題
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴者の決定方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者
- (4) 議題
- (5) 議事の概要（議題に沿って結論を簡潔に記載したものをいう。）
- (6) 会議経過（結論に至った経過等を記載したものをいう。）

2 市長は、会議の議事録を作成した場合は、これを教育委員会に送付し、その承認を得た後、確定するものとする。

3 市長は、確定した議事録（千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52条）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除く。）を千葉市ホームページ等に掲載して公表するものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局を総合政策局総合政策部政策企画課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。